

自己資本の充実の状況

(2) 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 自己資本の充実度に関し、自己資本比率は国内基準の4%をはるかに上回っております。また、金融業界でも高位に位置し、当金庫の健全性、安全性を示すものとなっております。
- 特定のポートフォリオヘリスク・アセットが極度に集中していることはなく、リスクの分散を図っております。
- 自己資本充実策については、年度毎に掲げる諸計画に基づいた業務活動から得られる利益を着実に積上げることが重点としております。
- 自己資本の充実度に関する評価については、当金庫が整備している統合的なリスク管理態勢の下で実施しております。具体的には、「信用リスク」・「市場リスク」・「オペレーショナルリスク」の3つのリスクに対して各々資本配賦を行い、計量化したリスク量が配賦した資本の枠内にコントロールできるよう運営を行っております。また、ストレステストで計測した各種のリスクが同時に顕在化した場合を想定し、その場合の自己資本の毀損度を把握しております。

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	184,821	7,392	186,664	7,466
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	167,099	6,683	166,318	6,652
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	502	20	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	510	20	430	17
我が国の政府関係機関向け	1,307	52	1,022	40
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	23,659	946	20,470	818
法人等向け	53,598	2,143	55,688	2,227
中小企業等向け及び個人向け	27,435	1,097	27,195	1,087
抵当権付住宅ローン	5,899	235	6,668	266
不動産取得等事業向け	18,348	733	18,327	733
三月以上延滞等	57	2	158	6
取立未済手形	8	0	9	0
信用保証協会等による保証付	2,042	81	729	29
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	3,328	133	5,353	214
出資等のエクスポージャー	3,328	133	5,353	214
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	30,399	1,215	30,263	1,210
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部LAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	18,658	746	18,158	726
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,064	82	2,064	82
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	716	28	667	26
上記以外のエクスポージャー	8,959	358	9,374	374
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	19,112	764	21,739	869
ルック・スルー方式	19,112	764	21,739	869
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	34	1	31	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,993	359	9,039	361
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	193,814	7,752	195,703	7,828

- (注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2.[エクスポージャー]とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3.[三月以上延滞等]とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4.オペレーショナル・リスク相当額は、当金庫は基礎的手法により算定しております。 <オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

 5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

リスク管理の方針及び手続きの概要

- 信用リスクとは、取引先の経営・財務状況の悪化等により、貸出金などの元本や利息の回収が困難となって、損失を被るリスクのことをいいます。
- 当金庫では、貸出資産の健全性確保のため営業推進部門と審査部門とを分離し、相互牽制体制を強化する等、厳正な審査を行っています。また、貸出資産の査定については取引先の実態を踏まえ、正確な自己査定を実施して資産の分類、適正な償却・引当を行っています。そして、経営相談・経営支援を行うことにより、貸出資産の良質化に向けた信用リスク管理に取組んでいます。更に、研修等を通じ、職員の与信判断能力や経営改善・支援能力等の強化を図っています。
- 取引先の再生支援を通じて貸出資産の健全性を確保するため、中小企業診断士の資格を持つ職員を担当部署に配置しております。
- 当金庫では信用リスクを計測するためSDB(Shinkin Data Bank 信金中央金庫が運営する信用リスクデータベース)を活用する他、各種の信用リスク基礎データを蓄積し、活用することで信用リスク管理の徹底を図っております。
- 信用コストである貸倒引当金は、自己査定における債務者区分毎の結果に基づき「自己査定基準」、「資産の償却引当規程」等により算定しております。

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、当金庫は標準的手法を採用しており、以下の5社を適格格付機関に定めリスク・ウェイトの判定に使用しています。

- 株式会社 格付投資情報センター(R&I) (4)S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- 株式会社 日本格付研究所(JCR) (5)フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)

なお、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の使い分けは行っておりません。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国	内	592,176	494,301	404,189	289,539	187,871	204,656	115	105	200	383
国	外	10,040	5,510	-	-	10,040	5,510	-	-	-	-
地域別合計		602,216	499,812	404,189	289,539	197,912	210,167	115	105	200	383
製造業		32,060	31,689	11,370	11,657	20,690	20,032	-	-	106	102
農業、林業		1,159	1,168	759	768	400	400	-	-	-	-
漁業		132	107	132	107	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		164	150	164	150	-	-	-	-	-	-
建設業		18,467	18,362	16,163	16,259	2,304	2,103	-	-	5	5
電気・ガス・熱供給・水道業		4,900	4,806	495	501	4,405	4,305	-	-	-	-
情報通信業		1,731	1,813	229	211	1,501	1,601	-	-	-	-
運輸業、郵便業		19,622	15,262	1,361	1,197	18,261	14,065	-	-	-	-
卸売業、小売業		21,795	22,547	17,080	17,632	4,715	4,915	-	-	14	78
金融業、保険業		267,899	148,177	223,432	107,625	44,351	40,446	115	105	-	-
不動産業		32,314	32,145	23,488	23,623	8,825	8,521	-	-	22	12
物品賃借業		115	100	115	100	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		1,352	1,342	1,352	1,342	-	-	-	-	-	-
宿泊業		6,443	6,835	6,443	6,835	-	-	-	-	29	140
飲食業		3,100	3,006	3,100	3,006	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		4,257	4,181	4,257	4,181	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業		449	445	449	445	-	-	-	-	-	-
医療、福祉		7,434	6,424	6,331	6,424	1,102	-	-	-	-	-
その他のサービス		6,601	6,539	6,090	6,239	510	300	-	-	-	-
国・地方公共団体等		121,019	141,973	30,177	28,498	90,841	113,474	-	-	-	-
個人		39,972	41,636	39,972	41,636	-	-	-	-	22	43
その他		11,219	11,093	11,219	11,093	-	-	-	-	-	-
業種別合計		602,216	499,812	404,189	289,539	197,912	210,167	115	105	200	383
1年以下		212,712	111,825	191,124	99,553	21,587	12,271	-	-	-	-
1年超 3年以下		61,853	31,243	43,179	20,723	18,673	10,520	-	-	-	-
3年超 5年以下		24,542	25,589	14,804	13,573	9,738	12,016	-	-	-	-
5年超 7年以下		26,278	29,552	15,798	15,824	10,479	13,727	-	-	-	-
7年超 10年以下		53,725	51,011	34,171	35,101	19,554	15,909	-	-	-	-
10年超		202,975	228,985	89,295	89,486	113,680	139,498	-	-	-	-
期間の定めのないもの		20,128	21,604	15,814	15,275	4,198	6,223	115	105	-	-
残存期間別合計		602,216	499,812	404,189	289,539	197,912	210,167	115	105	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。